

【所属名：財政課】

【会議名：令和8年度第1回入札監視委員会】

会 議 録

作成日 令和8年7月30日

日	令和8年7月3日	時間	13:30～16:00	場所	市役所2階 201.202 会議室
件名	(議題) 発注状況について 抽出案件の審議について				
出席者	【委員】 沢田克己(委員長)、高橋 登、石塚 元、池田隆明、小村 隆、 【事務局】 嶋田政策監 財政課 塚田課長、佐藤検査監、赤野課長補佐、渡邊主事 【担当課】 ガス水道局 松澤係長 能生事務所 藤田係長 都市建設課 仲谷係長				
	傍聴者定員		一人	傍聴者数	3人

会議要旨

1 開 会

2 政策監あいさつ

3 委員委嘱

4 委員長選出及び職務代理者の指名

委員長 沢田 克己委員

職務代理者(副委員長) 高橋 登委員

5 報 告

- 事務局
- ・資料ナンバー1の建設工事の発注状況について、令和2年度から7年度まで随意契約を除いたものを年度別で記載している。
 - ・令和7年度の契約件数については168件で、令和6年度と比較すると46件ほど少なくなっている。減少した理由としては、入札の対象となる金額が、130万円を超えるものから200万円を超えるものに変更となったことが主な要因である。
 - ・件数は減っているが、契約1件当たりの平均金額については、令和7年度は1件当たり約1,367万円、令和6年度が約1,250万円と、若干高くなっている。
 - ・資料ナンバー2の建設コンサル等の発注状況について令和2年度から令和7年度末まで、随意契約を除いた発注状況を年度別で記載している。
 - ・令和7年度の契約件数は30件で、令和6年度と比較すると15件ほど少なくなっている。理由としては、工事と同様に入札の対象金額が、50万円を超えるものから100万円を超えるものに変更となったことが影響している。
 - ・契約1件当たりの金額では、令和7年度では1件当たり約810万円、6年度が1件あたり約900万円であるので、若干減っている。

- ・次に落札率については、全業種の合計の単純平均は81%となっている。
- ・資料ナンバー3は、前回の委員会で報告した後の令和7年度の残りの期間について、随意契約を除いた工事と建設コンサルタント等業務の契約案件について記載している。第3四半期の途中から第4四半期までの、比較的発注が少ない時期になる。
- ・建設工事について、合計件数が43件、契約額は、5億1,896万9千円である。6年度の同時期は件数が51件、契約額は約5億597万8千円となっている。比較すると件数で8件の減となっているが、契約額で比較すると1,229万1千円の増額となっている。
- ・建設コンサルタント等業務について、合計件数が5件、契約額は3,710万3千円である。令和6年度の同時期は建設コンサルタントで6件であり1件の減であり、契約額でも1,826万円の減額となっている。
- ・資料ナンバー4は、令和4年度から令和7年度末までの建設コンサルタント等業務の落札率の分布状況で、随意契約を含めた集計結果となる。
- ・令和7年度は落札率90%以上の件数が32件で、全体件数の約3分の2を占めている。要因としては、災害の測量業務において1者随意契約が多かったことによる。
- ・資料ナンバー5は令和7年11月から令和8年3月までの建設工事にかかる、中止・不調・不落随契案件の集計結果である。建設コンサルタント等業務では該当案件はなかった。
- ・入札を中止したものは5件で、設計誤りにより中止となっている。不調の1件は入札額が予定価格の範囲内に入らなかったものである。

6 審 議

- 委 員 ・ 今回の審議案件について令和7年11月から令和8年3月までの発注案件の中から、私が5件選んでいる。案件の審議は1件ずつ行う。事務局の概要説明の後、委員から意見、質問をいただく形で進めていきたい。

【No.1】

- 事務局 ・ 【工事概要、入札状況を説明】・抽出理由は、応札者7者のうち6者が失格であるためである。抽出理由の回答としては、この時期は管工事の発注が少なく、この工事の工期末が令和8年7月31日までである。年度繰越の工事でもあるため、受注して工事着手を降雪後の3月頃から行えるため、応札者は落札したい強い思いがあったのではないかと推定する。

- 委 員 ・ 最低制限価格が予定価格の90.3%であり、落札率は93.9%であるので差は3%強しかない。
- ・最低制限価格が高すぎて失格者が増えていることはいかななものか。
 - ・履行確保を図る目的で最低制限価格を設けているものの、資格要件を満たして応札している以上、失格者にも実績と意欲があると考えられる。

- 委 員 ・ 最低制限価格はダンピングを防ぐ目的もある。

- 事務局 ・ 最低制限価格については公契連モデルに基づいて算出している。

- ・最低制限価格の算定式は直接工事費×0.97のため、直接工事費の割合が高ければ

最低制限価格は、設定幅の上限に近くなる。

- ・公契連モデルに基づいているがあまりにもこういった現象がおきると見直しも検討しなければいけないと感じる。

委員 ・最低制限価格の設定範囲は予定価格の 75%から 92%内という幅があると思う。
算定式で 90.3%となっても、75%に近い値で設定してもよいのではないかと。

事務局 ・基準を設定すればそのような運用もできるが、なかなか基準・制度を作成することが難しい。

委員 ・公契連モデル以外で実施する場合、その運用が正しいのか判断することは難しい。

事務局 ・他市の状況を踏まえて最低制限価格の設定方法について検討していきたい。

委員 ・よりよい方法があれば検討してほしい。

委員 ・落札した業者以外は応札額が似通っている。概ね適正な金額で応札しているのではないかと思う。意欲があるにもかかわらず落札できないのであれば市の運用を見直したほうがよいのではと思う。適正な競争が行われる入札を行ってほしい。

委員 ・ガス管と水道管の 2 つの管を布設したため直接工事費の割合が高いのか。

事務局 ・当市はガス・水道両方の事業を行っている。2 つの管を布設すればそれなりに高くなる。

委員 ・8 者入札参加の条件を満たす業者があるが 7 者しか参加しておらず残り 1 者は事情があったのか。

事務局 ・推測にはなるが、施工を行う十分な人数を確保できなかったのではないかと思う。

事務局 ・建設工事の最低制限価格の算定式は（直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68）となるため、直接工事費の割合が高いと最低制限価格が高くなってしまう。

委員 ・最低制限価格の制度は実績と意欲のある事業者のモチベーションを低下させないように、運用のあり方を検討すべきである

【No. 2-1】

事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、応札者 7 者のうち 3 者が失格であるためである。

【No. 2-2】

事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの工事発注の中（今回の入札監視委員会の対象期間）で予定価格が最高値であり、2 者失格であるためである。

- ・No. 2-1、No. 2-2 の抽出理由の回答としては、No. 2-1 については、抽出案件 No. 1 と隣接する場所になる。No. 2-2 は、工事内容が木浦川にかかるガス水道管橋の更新工事のため、高額になったものである。

No. 1 の回答と同様になるが、この時期は管工事の発注が少なく、繰越の工事であるため応札者が落札したい思いがあり、失格者がでたと推定する。

委員 ・No. 2-1 は、最低制限価格が予定価格の 90.7%で、落札率は 91.9%であり差は 1%程度しかない。No. 2-2 は、最低制限価格が予定価格の 91.1%で、落札率は 92.0%であり差はわずか 0.9%しかない。

- ・実績のある業者でも落札することが難しいのではないかと思う。値段を抑えるこ

とで競争することはよいことであるが、最低制限価格をクリアすることが課題となるのはよくないと感じる。

事務局 ・ダンピング等防止のための最低制限価格の制度があるが、委員の皆様のおっしゃるとおり、適正な価格で応札している業者が失格となり、落札できない状況は業者の意欲にダメージを与えてしまう。状況を踏まえて対策については検討したい。

委 員 ・No.2-2は橋を架ける工事ではないのか。入札参加条件は、管工事の工種のみでよいのか。

事務局 ・新たに橋を架ける工事ではなく、既存の橋台、橋脚を使いトラス橋（配管をのせる架台のようなもの）とガス水道管を更新する工事であるので管工事の工種で発注している。

委 員 ・No.2-1では失格の3者の応札額が同金額であり、最低制限価格と5万円しか変わらない。最低制限価格の予想になってしまっている。競争入札の本質からずれていると感じる。

事務局 ・そういった視点もあることを踏まえて最低制限価格の運用について研究していきたい。

【No.3】

事務局 ・【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、特命随契とはいえ落札率が100.0%とは見逃せないためである。

・こちらの災害対応は、令和7年12月19日（金）の午後に、スキー場への唯一のアクセス道路の法止構造物が崩壊し、市道部分へ影響が無いよう、また、崩落した構造物や土砂が法面下の県道に再崩落し通行車両に影響が無いよう、早期な応急復旧対応を関係機関と協議検討し作業を進めた工事である。

・抽出理由の回答としては応札者が、参考見積と同額の見積を提出したためと推定する。

委 員 ・見積依頼をした業者は1者か。見積の金額が妥当かどうかはどう判断したのか。

事務局 ・1者である。私の方で国土交通省の歩掛と県の単価を元に計算したところ業者の見積額より30万円程度高かったため妥当であると判断した。

委 員 ・数量などは糸魚川市で決めているのか。

事務局 ・現地で業者と立会し数量を決めている。

委 員 ・複数者に見積をとる時間はなかったのか。また予定価格は適正だったのか。

委 員 ・地形をよくわかっているのは1者しかいなかったのか。最低3者に依頼してもよいのではないか。

事務局 ・予定価格は適正であった。見積依頼をした業者は、災害箇所の下の方県道西飛山能生線の除雪委託業者であり災害発生直後の第一発見者であった。状況を把握しており、即時対応もできるため依頼した。

事務局 ・委員の皆様のおっしゃるとおり複数者から見積をとればよかった部分もある。しかし今回は緊急性があり早急に仮復旧まで行いたいというところで1者随意契約となった。緊急性があるなかでも公平性を担保するため1者随意契約でよいのか精査する必要がある。

委 員 ・時系列を確認したい。19日（金）に災害が発生し、22日（月）に見積依頼し、

業者は 23 日（火）に業者が見積書を提出しその日に契約となった。もし複数者いれば 25 日（木）の見積締切日まで待つことになり契約が遅くなったのではないかと思う。

委 員 ・ 工事完了はいつだったのか。

事務局 ・ 26 日（金）である。

委 員 ・ もう 1 者見積もり依頼してもよかったのではと思う。

委 員 ・ 感想になるが、1 週間以内に工事が完了し、また市の積算より 30 万円程度低く契約できたのであれば市としては良い対応だったのではないかと思う。

【No. 4】

事務局 ・ 【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、2 者が同額で入札しており、かつ最低制限価格と同額であるためである。抽出理由の回答としては、用地測量委託に用いる国土交通省の標準単価、新潟県の歩掛などは公表されており、最低制限価格の算定式についても、市ホームページで公表されている。履行場所が市街地近郊で比較的現地踏査が容易（事前の草刈等が不用）な現場であること。周辺に地積測量図がでていて、比較的合わせやすく、関係地権者が市と合わせて 2 者と少数であったこと。入札業者はこれら情報を基に積算し、最低制限価格で応札されたものと考えている。

委 員 ・ 工事より建設コンサルタントの最低制限価格が低いのはなぜか。

事務局 ・ 工事は公契連モデルを採用しているが、建設コンサルタントは市独自の算定式で設定している。

事務局 ・ 工事の最低制限価格の算定式では、（直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68）であり、建設コンサルタントの最低制限価格の算定式は、（直接費＋諸経費×0.3）である。率でいえば建設コンサルタントの方が低いため、最低制限価格が低くなる傾向にある。

委 員 ・ 人件費などが上がっているなかで最低制限価格が低いと業者は利益がでているのかと思う。

事務局 ・ 業者から利益が出ないので最低制限価格を上げてほしいという要望は今のところないため、推測にはなるが利益がでているものとする。

事務局 ・ 業者は、企業努力の中で利益がでるように積算しているものと思う。

委 員 ・ 2 者が同額で応札しているのは偶然か。

事務局 ・ 積算がしやすかったことが要因だと考える。

委 員 ・ 仕事としては予定価格が 113 万円であり大きい仕事ではないが利益率が高い仕事であったため、取りたい気持ちがあったのではないかと推測する。

・ リスクがある仕事でもないのか。

事務局 ・ リスクがある仕事ではない。比較的容易な現場である。

委 員 ・ この業務を取りたい理由としては、業者として実績を増やし、職員の経験を積みたいという理由もあったのではないか。

事務局 ・ 推測ではあるが業者は、時期的に時間の余裕が比較的あったのではないかと思う。

【No. 5】

事務局 ・ 【工事概要、入札状況を説明】抽出理由は、5 者が参加したにもかかわらず、落札

率が高いためである。抽出理由の回答としては、履行場所は、中山間地で降雪地域になる。道路計画法線の協議が遅れたことにより、降雪期間の発注になったこと、委託期間が 60 日間であったことから、作業に手間が掛るため、落札率が高くなったと推測する。

委 員 ・そうとう山間部なのか。

事務局 ・根知地域というところで平野部と山間部の中間のような、住人もいる地域である。

委 員 ・難易度が高い業務なのか。

事務局 ・更正図がない地域であるため難しい。また測量する距離も長い。

委 員 ・No. 5 は年度があけて繁忙期と重なるのか。

事務局 ・繁忙期と重なったというよりかは、道路計画法線の協議が遅れたことにより発注時期が遅れてしまった。

委 員 ・業務内容を教えてもう少し詳しく教えてほしい。現況測量はするのか。

事務局 ・現況測量は令和 3 年の成果で終了しているので道路法線をいれて幅杭を設置し、買収面積の計算をするものである。

委 員 ・今までのイメージだと測量の落札率は低いイメージがある。令和 2 年の測量の平均落札率が高いが、今回案件は、落札率が高いのではと思う。

事務局 ・案件によるが、資料 No. 4 では測量の落札率が 90% から 99% がボリュームゾーンとなる。案件によっては落札率が高いものもあるかと思う。

委 員 ・雪深い時期に発注しているが、雪解けの時期に発注できなかったのか。

事務局 ・交付金の関係で今年度の事業としたいところがあった。

委 員 ・もう少し気候のよいときに発注するべきである。

事務局 ・おっしゃるとおりである、財源の問題で年度末の時期の発注となってしまったが業者の方にご迷惑をおかけしないように発注していきたい。

委 員 ・委員の皆様は、全体を通して何か意見はあるか。

委 員 ・資料 No. 5 の不調の中止の原因となった積算システムの不具合はどのように気づいたのか。

事務局 ・端数が市の計算するものと積算システムのものが違っており、県に問い合わせたこと最新の単価が反映されていなかった。

委 員 ・ダブルチェックを行っているということか。

事務局 ・行っている。

【その他】

事務局 ・次回の入札監視委員会は 10 月頃を予定している。抽出案件については高橋委員にお願いしたい。

【終了】